資料2-2(1)

(案)

さいたま市障害者総合支援計画 素案

第1章 総論 新旧対照表

現行計画	新(2024~2026)	I日(2021~2023)	
ページ	利 (2024, 2020)	ПП (2021 2023)	佣多
	第1章 総論	第1章 総論	
	1 計画の概要	1 計画の概要	障害者基本計
	(1)計画策定の趣旨	(1)計画策定の趣旨	画(第5次) を参考に、時
	我が国 <mark>では、<u>平成 19 年に「障害者の権利に関する条約」を署名</u></mark>	我が国の障害者施策 <u>は、障害者基本法第1条に規定されるよう</u>	系列を整理し
	<mark>しました。そして、その批准に向けて障害当事者の参画の下で検討</mark>	<u>に、</u> すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を	て記載
	<u>が進められ、平成 23 年の「障害者基本法」改正において、いわゆ</u>	享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって	I
	<mark>る「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入</mark>	分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共	<mark>市民会議での</mark>
	<mark>れられることとなり、</mark> すべての国民が障害の有無にかかわらず、等	生する社会の実現を目指 <u>して、基本的な方向を定めています</u> 。	<mark>ご意見を踏ま</mark>
	しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障	こうした中、平成 26 年1月に障害者権利条約を批准し、障害者	<mark>え、再度</mark> 時系
	害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊	の人権、自律及び自立の尊重や、障害に基づくあらゆる差別の禁止	<mark>列を整理</mark>
	重し合いながら共生する社会の実現を目指 <u>すことが定められまし</u>	<u>などを約束しています。</u>	
	<u>た。</u>	<u>また、</u> 平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に	
	さいたま市においても、 <u>障害当事者参画の下で検討を進め、</u> 平	関する法律」(障害者差別解消法) <u>を</u> 施行 <u>し、障害を理由とする差</u>	法律名からわ
	成 23 年4月に「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利	別の解消や合理的配慮の提供の推進に関する基本的事項などについ	かる内容のた
	の擁護等に関する条例」(ノーマライゼーション条例)を施行し <mark>ま</mark>	<u>て定めています。</u>	め削除
	<mark>した。</mark>	さいたま市においても、平成23年4月に「さいたま市誰もが共	ı
	<mark>その後、平成 26 年1月に障害者権利条約を批准し、</mark> 平成 28 年	に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」(ノーマライ	ı
	4月に <u>は</u> 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障	ゼーション条例)を施行し、ノーマライゼーション条例の理念を基	ı
	害者差別解消法) <u>が</u> 施行 <u>されました。</u>	に、「さいたま市障害者総合支援計画」を策定し、「誰もが権利の主	ı
	令和4年8月には、条約締約国として国際連合の障害者の権利	体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」を基	ı
	<mark>に関する委員会による政府報告の審査が実施され、同年9月、同委</mark>	本方針として、様々な障害者施策に取り組んできました。	委員ご意見を
	<u>員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。</u>		踏まえ、総括
			ı

現行計画ページ	新(2024~2026)	I日(2021~2023)	備考
1	<mark>さいたま市では、</mark> ノーマライゼーション条例の理念を基に、「さ	<u>各施策に取り組んでいくに当たり、障害者が自ら望む地域で安</u>	所見について
	いたま市障害者総合支援計画」を策定し、「誰もが権利の主体とし	心して暮らすことができるための支援の充実や障害のある子どもへ	追記
	て安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」を基本方針と	の支援ニーズの多様化に対するきめ細かな対応、障害福祉分野に関	
	して、様々な障害者施策に取り組んで <mark>います</mark> 。	わる人材確保・育成など、障害福祉サービス等の質の向上を図るた	
	<mark>加えて、</mark> 「医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加・多様化 <u>」</u>	<u>めの環境整備</u> をより一層推進していくことが求められています。	抽象的な文言
	のような新たに顕在化した課題や、「障害福祉分野に関わる人材確	本市では、複雑かつ多様化する障害者のニーズに対応するとと	から具体的な
	<u>保・育成」のような、かねてより指摘されている課題にも応えられ</u>	もに、ノーマライゼーション条例の理念の実現に向けて、 <u>令和3年</u>	文言に変更
	<u>るよう、取り組み</u> をより一層推進していくことが求められていま	<u>度</u> からの新たな計画を策定することとします。	
	ुं •		
	このような背景のもと、「さいたま市障害者総合支援計画 2021~		
	<u>2023」の見直しを行い、令和6年度</u> からの新たな計画を策定するこ		計画期間
	ととします。		

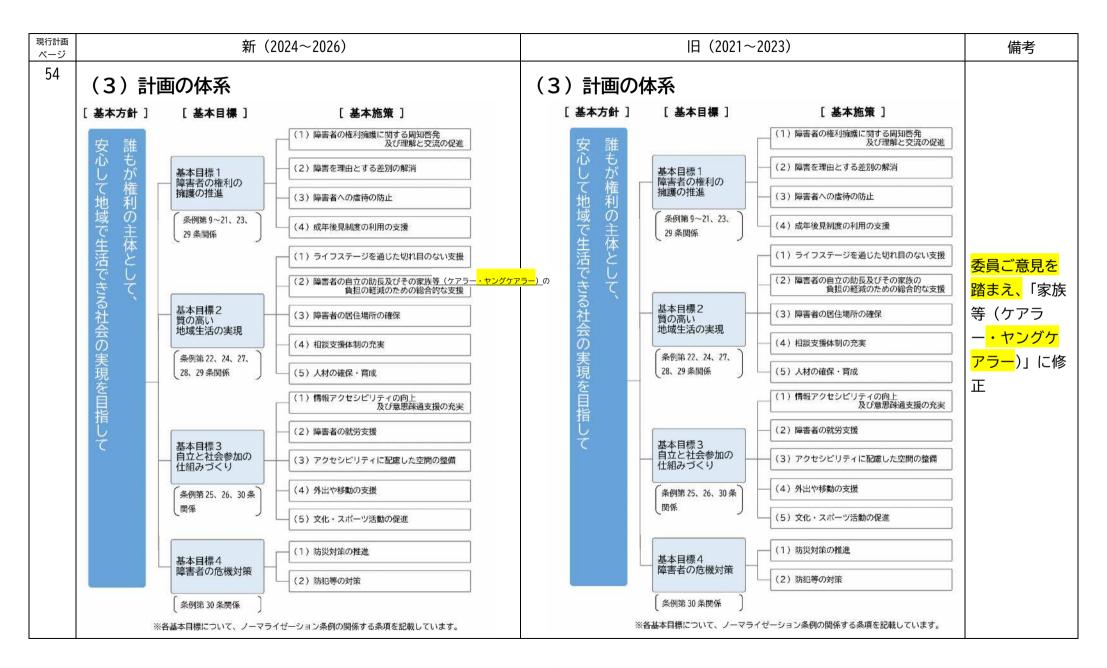
現行計画ページ	新(2024~2026)	I日(2021~2023)	備考
2	(2)計画の位置づけ	(2)計画の位置づけ	
	本計画は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の障害者福祉分野に関する部門別計画として位置づけるものです。また、この計画は、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」であると同時に、障害者総合支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、さらに、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」(ノーマライゼーション条例)に基づく施策を推進するための計画といった4つの位置づけを持つ計画を一体的に策定するものです。加えて、令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)第9条第1項において、市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする、と定められています。(図・解説省略)	本計画は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の障害者福祉分野に関する部門別計画として位置づけるものです。 また、この計画は、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」であると同時に、障害者総合支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、さらに、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」(ノーマライゼーション条例)に基づく施策を推進するための計画といった4つの位置づけを持つ計画を一体的に策定するものです。(図・解説省略)	前回計画策定 後に施行され た法律につい て記載を追加

現行計画ページ	新(2024~2026)	I日(2021~2023)	備考
4	(3)計画の期間 本計画における計画期間は、 <u>第7期</u> 障害福祉計画及び <u>第3期</u> 障 害児福祉計画の計画期間に準じ、 <u>令和6年度</u> から <u>令和8年度</u> までの 3年間とします。(図省略)	(3)計画の期間 本計画における計画期間は、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の計画期間に準じ、 <u>令和3年度から令和5年度</u> までの3年間とします。(図省略)	計画期間
4	(4) 計画策定の視点 この計画は、事業の継続性及び一貫性の観点から、原則として これまでの障害者総合支援計画の考え方を踏襲するものとします。 このため、計画策定の視点についても、これまでの「障害者 は、街で共に暮らす市民のひとりです」、「障害者の権利を守りま す」、「障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援 を行います」の3つの視点を踏襲し、引き続き計画策定の基本姿勢 とします。	(4) 計画策定の視点 この計画は、事業の継続性及び一貫性の観点から、原則として これまでの障害者総合支援計画の考え方を踏襲するものとします。 このため、計画策定の視点についても、これまでの「障害者 は、街で共に暮らす市民のひとりです」、「障害者の権利を守りま す」、「障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援 を行います」の3つの視点を踏襲し、引き続き計画策定の基本姿勢 とします。 また、新型コロナウイルス感染症等の健康危機などによって生 じた、新たな生活様式や社会の変化に対応するため、本計画上の位 置付けや記載の有無にかかわらず、全ての事業において、必要に応 じた配慮や支援を講じるなど、柔軟かつ適切な施策の推進を図るこ ととします。	前回計画策定時に追加した文言を削除。

現行計画ページ	新(2024~2026)	旧(2021~2023)	備考
5	視点1	視点1	変更なし
	障害者が市民のひとりとして街で当たり前に暮らし、働いた	障害者が市民のひとりとして街で当たり前に暮らし、働いた	
	り、学んだり、社会を豊かにするような営みなど、様々な分野の活	り、学んだり、社会を豊かにするような営みなど、様々な分野の活	
	動に自由に参加できるようにすることが求められます。	動に自由に参加できるようにすることが求められます。	
	このため、身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害、	このため、身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害、	
	高次脳機能障害を含む。)、難病患者等、全ての障害のある人と、障	高次脳機能障害を含む。)、難病患者等、全ての障害のある人と、障	
	害のない人との相互理解と交流を深め、障害者が、地域の中で自立	害のない人との相互理解と交流を深め、障害者が、地域の中で自立	
	し、地域の人々と共に生活できるまちづくりを目指す計画としま	し、地域の人々と共に生活できるまちづくりを目指す計画としま	
	す。	す。	
	視点2	視点2	
	障害者への差別をなくし、虐待が起こらないようにするため、	障害者への差別をなくし、虐待が起こらないようにするため、	変更なし
	市や市民全体でそれぞれの障害に対する正しい理解をもって取り組	市や市民全体でそれぞれの障害に対する正しい理解をもって取り組	
	むことが必要となっています。	むことが必要となっています。	
	また、障害者を支援するときには、障害者が自分で決めて選ん	また、障害者を支援するときには、障害者が自分で決めて選ん	
	だことを大切にし、障害者が市民の一員として地域社会においてふ	だことを大切にし、障害者が市民の一員として地域社会においてふ	
	さわしい役割を果たすことができるようにすることが重要となって	さわしい役割を果たすことができるようにすることが重要となって	
	います。	います。	
	そこで、この計画は教育、就労、地域生活などあらゆる分野	そこで、この計画は教育、就労、地域生活などあらゆる分野	
	で、障害者が社会参加できる環境を整え、障害者の権利を守ること	で、障害者が社会参加できる環境を整え、障害者の権利を守ること	
	を目指す計画とします。	を目指す計画とします。	
	視点3	視点3	
	恍ぶる 障害者とその家族等の負担が軽減されるよう、総合的な生活支	恍ぶる 障害者とその家族等の負担が軽減されるよう、総合的な生活支	変更なし
			夂丈仏し
	援や障害者が働けるようにするためのきめ細かな就労支援が求めら	援や障害者が働けるようにするためのきめ細かな就労支援が求めら	
	れています。	れています。	

現行計画ページ	新(2024~2026)	I日(2021~2023)	備考
	障害者が住んでいる地域で教育を受けられるようにするととも	障害者が住んでいる地域で教育を受けられるようにするととも	
	に、みんなが共に学ぶことができるような教育を行うことが重要と	に、みんなが共に学ぶことができるような教育を行うことが重要と	
	なっています。	なっています。	
	このため、この計画はライフステージを通じた切れ目のない支	このため、この計画はライフステージを通じた切れ目のない支	
	援や障害者の様々な就労支援など、一人ひとりの状況に応じた総合	援や障害者の様々な就労支援など、一人ひとりの状況に応じた総合	
	的な支援を目指す計画とします。	的な支援を目指す計画とします。	
6	(5)障害者施策の推進体制	(5)障害者施策の推進体制	変更なし
	障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「障害者政	障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「障害者政	
	策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰	策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰	
	もが共に暮らすための市民会議」、計画の実施主体であるさいたま	もが共に暮らすための市民会議」、計画の実施主体であるさいたま	
	市が、相互に連携して施策を進めます。	市が、相互に連携して施策を進めます。	
	また、PDCAサイクルの考え方の下、計画における成果目標	また、PDCAサイクルの考え方の下、計画における成果目標	
	及び活動指標については、「障害者政策委員会」や「地域自立支援	及び活動指標については、「障害者政策委員会」や「地域自立支援	
	協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応	協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応	
	じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。	じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。	
	PDCAサイクルとは···	PDCAサイクルとは···	
	事業について、計画を立て(Plan)、実施(Do)し、事業	事業について、計画を立て(Plan)、実施(Do)し、事業	
	終了後に、結果を評価(Check)し、改善(Action)	終了後に、結果を評価(Check)し、改善(Action)	
	し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確	し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確	
	立する仕組みです。	立する仕組みです。	
	(図省略)	(図省略)	

現行計画ページ		新(2024~2026)		IB (2021~2023)	備考
7	2	前期計画の進捗状況 (別紙)	2	前期計画の進捗状況 (省略)	作成中
26	3	障害者(児)をめぐる状況 (別紙)	3	障害者(児)をめぐる状況 (省略)	作成中
51	4	計画の基本的枠組	4	計画の基本的枠組	変更なし
51	(1	l)基本方針	(1	l)基本方針	
	な	誰もが権利の主体として互いを尊重し、障害のあるなしに関係 く、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域 会をつくることを目指します。	な	誰もが権利の主体として互いを尊重し、障害のあるなしに関係 く、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域 会をつくることを目指します。	
51	(2	2)基本目標	(2	2)基本目標	
52 53		基本目標1 障害者の権利の擁護の推進 基本目標2 質の高い地域生活の実現 基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり 基本目標4 障害者の危機対策		基本目標1 障害者の権利の擁護の推進 基本目標2 質の高い地域生活の実現 基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり 基本目標4 障害者の危機対策	



現行計画 ページ	新(2024~2026)	旧(2021~2023)	備考
55	(4)実施事業	(4)実施事業	
	(確認の便宜上、この資料において、一覧は第2章に記載)	(確認の便宜上、この資料において、一覧は第2章に記載)	